

平成 年 月 日

様

特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク

マイナンバー及び本人確認書類の提供のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当法人の業務運営につきまして、平素から深いご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行により、事業者が税務当局に提出する支払調書に支払先様のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務づけられるとともに、事業者が支払先様からマイナンバーの提供を受ける際には、支払先様の本人確認を行うことも義務づけられました。このため、当法人では、支払先様からマイナンバーを申告していただくとともに、本人確認のご協力をお願いしております。

つきましては、ご多用中誠に恐縮に存じますが、同封しているマイナンバーの提供書に必要な事項をご記入いただき、番号の確認を行うための書類および身元を確認するための書類を同封の上、返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご提供後にマイナンバーが変更された場合には、速やかに当法人へお知らせください。

ご提供いただいたマイナンバーは、支払調書作成事務のみに利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

敬具

【お問い合わせ先】

特定非営利活動法人

全国連携実務者ネットワーク事務局

電話番号 03-5942-4777

個人番号の提供書

年 月 日

特定非営利活動法人全国連携実務者ネットワーク 宛

私の個人番号を提供します。

1. 住所・氏名・個人番号

住所

ふりがな

氏名

個人番号

※住所・氏名・個人番号をご記入ください。

2. 番号を確認するための書類

以下の書類のうち、いずれか1つのコピーを返信用封筒に同封してください。

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の表面および裏面
- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されているもの）

3. 身元を確認するための書類

以下の書類のうち、いずれか1つのコピーを返信用封筒に同封してください。

ただし、番号を確認するための書類として個人番号カード（表面および裏面）を同封していただく場合は、以下の書類のコピーは不要です。

<input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書（ただし、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）、 <input type="checkbox"/> パスポート、 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳、 <input type="checkbox"/> 療育手帳、 <input type="checkbox"/> 在留カード、 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> 写真付き学生証、 <input type="checkbox"/> 写真付き身分証明書、 <input type="checkbox"/> 写真付き社員証、 <input type="checkbox"/> 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）	氏名、および生年月日または住所（以下「個人識別事項」といいます）が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。

□税理士証票	提出時において有効なものに限ります。
□戦傷病者手帳	提出時において有効なものに限ります。

上記書類の提出が困難な場合は、以下の書類のうち2つ以上の書類のコピーを返信用封筒に同封してください。ただし、番号を確認するための書類として個人番号カード（表面および裏面）を同封していただく場合は、以下の書類のコピーは不要です。

□国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、□健康保険日雇特例被保険者手帳、□国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、□私立学校教職員共済制度の加入者証、□国民年金手帳、□児童扶養手当証書、□特別児童扶養手当証書	
□学生証（写真なし）、□身分証明書（写真なし）、□社員証（写真なし）、□資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）	個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものに限ります。
□国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、□納税証明書	領収日付の押印または発行年月日、および個人識別事項が記載されているもので、提出時において領収日付または発行年月日が6か月以内のものに限ります。
□印鑑登録証明書、□戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、□住民票の写し、□住民票記載事項証明書、□母子健康手帳	個人識別事項が記載されているもので、提出時において有効なものまたは発行もしくは発給された日から6か月以内のものに限ります。
□源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）、□支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書）、□特定口座年間取引報告書	個人識別事項が記載されているものに限ります。

<個人番号の利用目的>

ご提供いただいた個人番号は、支払調書作成事務のみに利用し、それ以外の目的では利用いたしません。